

クリーンディーゼル乗用車における自動車税環境性能割の 適用税率変更について(令和4年度取得分)

令和4年度に取得したクリーンディーゼル乗用車のうち、下表の燃費基準が未達成の車両については、自家用3%、営業用2%の税率が適用されますので、県税への申告・納付の際は十分に御注意願います。

◎ディーゼル乗用車の自動車税環境性能割税率表

税率区分		令和4年1月 ～ 令和4年3月		令和4年4月 ～ 令和5年3月		参考:標準税率 (令和3年度 税制改正)	
		自家用	営業用	自家用	営業用	自家用	営業用
平成30年度排出 ガス基準適合 又は 平成21年度排出 ガス基準適合 (クリーンディーゼル車)	令和12年度燃費基準85%達成 かつ 令和2年度燃費基準達成	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税
	令和12年度燃費基準75%達成 かつ 令和2年度燃費基準達成					1.0%	非課税
	令和12年度燃費基準65%達成 かつ 令和2年度燃費基準達成					2.0%	0.5%
	令和12年度燃費基準60%達成 かつ 令和2年度燃費基準達成					2.0%	1.0%
	上記以外 (令和12年度燃費基準未達成 又は 令和2年度燃費基準未達成)					非課税	非課税
上記以外		3.0%	2.0%	3.0%	2.0%	3.0%	2.0%

参考:自動車税環境性能割の令和3年度税制改正について

- ・令和3年度税制改正により、令和3年4月1日以降に取得したクリーンディーゼル乗用車の自動車税環境性能割の税率は、ガソリン車と同等に扱うこととされました。
- ・ただし、令和3年4月から令和5年3月までに取得したクリーンディーゼル乗用車については、税率が段階的に引上げとなるよう配慮されています。